

【別紙1】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自動発注サーバに係る非課税措置の創設 (国税5)(法人税:義) (地方税4)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税:外)
2	要望の内容	有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ(以下「自動発注サーバ」という。)を恒久的施設に含まれないものとすること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。 《政策目的の根拠》 現行、海外投資家が、我が国において、自動発注サーバを所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設(PE)とされる可能性があり、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、我が国において法人税(外国法人の場合)が課税される可能性がある。 このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅲ-1-(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の市場の魅力を向上させるためには、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サーバを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要である。</p>

8	有効性等	① 適用数等	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月) 税収減はないと見込まれる。</p>
		④ 相当性	<p>イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。</p>
		⑤ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
9		⑥ 地方公共団体が協力する相当性	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし